後期高齢者医療人間ドック費用助成事業概要

１　概要

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、被保険者が人間ドックを実施する医療機関で人間ドックを受診した場合、その検査に要する費用の一部を助成することにより、被保険者の疾病予防、早期発見及び早期治療に役立て、健康増進に寄与することを目的として、人間ドック費用助成事業を実施する。

助成を受けるには、被保険者が人間ドック費用全額を一旦負担し、その後市町村後期高齢

者医療担当窓口に申請することにより、後日助成される。

２　申請期間

人間ドック費用の助成申請の受付は、人間ドックを受診した日から２年以内とする。期間の算定に関して、起算日は、被保険者が人間ドックを受診した翌日とする。

３　助成金額

同一被保険者において、年度中に1回、２６，０００円を上限として支給する。

４　助成対象者

人間ドックの受診日において大阪府後期高齢者医療の被保険者であるものとする。

５　助成対象外

同年度２回目の人間ドック受診については、助成対象外となる。

また、脳ドック、ＰＥＴ（総合がん検診）及び各種がん検診、追加検査等の費用は助成の対象とならない。

６　対象医療機関

全国の医療機関及び検査機関での受診が対象となる。海外で受診した場合は対象外とする。

７　検査項目の考え方

人間ドックの検査項目については、公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会が掲げる当該年度の一日ドック基本検査項目表における「必須項目」に準ずるものとし、広域連合長が認めたものとしている。検査項目が複数欠けているもの、基本検査項目とかけ離れたものは、助成できないことがある。

※日本人間ドック・予防医療学会（一日ドック基本検査項目表）（別紙１-別添①）

https://www.ningen-dock.jp/other\_inspection/